

公益法人制度改革法施行と 日本山岳会の取り組み

公益法人化プロジェクトチーム委員長 竹内哲夫

昨年末、施行された公益法人制度改革法は、山岳会に「公益法人」か「一般法人」かの選択を迫っている。これまで「公益法人」化が主流であったが、逆に選択しないほうがよいとの意見もある。現状を竹内哲夫氏に報告してもらった。

平成20年12月から、公益法人制度改革法が施行された。この法律は、平成18年6月に公布され、深く関わることになる日本山岳会においても、すでに平成19年秋以来、理事会承認のうえ「公益法人化プロジェクトチーム」を発足させ、対応を検討することとなり、私が委員長に指名された。

チームの佐野忠則委員に、会報「山」3月(754)号で、公益法人制度改革とは何か、日本山岳会としてどんな取り組みが必要か、今後のスケジュールはどのよう展開することになるかなど、会員のご理解を得るべく発表していた。

この記事は、難解な公益法人改革の解説と啓蒙を兼ね、どんなと

ころに日本山岳会への影響が及ぶことになるのか、それに対して日本山岳会がどんな対応を迫られることになるのかなどを概観した内容であり、むしろ問題提起と捉えていただいてよいものであったと思う。

当然のことながら、会員からはいろいろな意見が寄せられた。その一部を紹介しよう。

(1) 社団法人は、今後「公益社団法人」と「一般社団法人」に分類されるが、きわめてハードルの高い、また国の厳格な監督、指導を受ける「公益社団法人」を目指す理由は一体何なのか。寄付金が免税扱いとなり、税制上の優遇措置を受けることを求めるのか、社会的評価が低下

するのではないかと怖れるからなのか。日本山岳会の本質はそんなところにあるのではあるまい。

(2) 「公益」すなわち不特定多数者に対するサービスは日本山岳会の会員にとつては第二義的なものであり、会費収入をもつて運営している日本山岳会は、基本的には山を愛する会員相互の親睦と研鑽の場であり、そこから山岳の啓蒙、自然保護活動などがスタートしており、「公益」をベースに「公益」を展開しているの、「公益」を第一義とすることは、日本山岳会としてどう考えたらよいのか。なぜなら「公益」を主とする社団法人は、「公益社団法人」とは認定されないからである。

(3)「公益社団法人」に対しては、国の指導、規制が強く、とくに収支に関しては公益目的支出が支出の50%以上あることと規定されており、毎年度計画及び決算で国のチェックを受けなければならない。そのためには支部助成金の使途の明確化が求められることとなり、最終的には日本山岳会全体の収支を把握するため、本部と各支部の連結収支が必要となり、その経理処理が果たして現体制で可能かどうか。

(4)「一般社団法人」を指向する場合においても、認可届出の際に、「公益目的支出計画」を作成し、保持している「公益目的財産残余額」を公益目的のために支出する年度ごとの支出予定計画(数十年間でもよいといわれる)を提出しなければならぬ。

前回の佐野氏執筆の中間報告のなかで、宮下会長が、一般社団法人になると、四番町ルームや備品、図書、上高地山研など、現有財産の保持が困難となり、会員一人ひとりの会費収入と資産蓄積の努力によって築

かれてきた山岳会の存立(資産を含む財務基盤)が危うくなる心配しているとあるが、今回の法律以前の税金分まで払えとは無謀であり、納得できないと断固抗議せよ。

右のような意見、疑問を踏まえて、今後の対応を検討するのは当然である。

そもそも公益法人制度改革は、「民による公益の推進」を大義名分に、民間非営利部門による活動の健全な発展を促進し、現行公益法人制度の問題点を見直すべくスタートしたものであり、登記のみで認可を必要とせず設立を可能とするなど設立を容易にしている。しかし、現実に新たに制定された公益法人制度改革関連法をみると、現に存在している公益法人に対しては現行よりはるかに厳しい規制が課せられているようにも思える。

既存の公益法人は、「公益社団法人」「公益財団法人」を目指す場合にももちろん、「一般」に移行する場合においても、名称を変更すれば済むのでなく、「一般社団法人」として届出、認可を受ける際に、前記(4)で述べたように、移行後の日



20年度、高尾の森で行なわれた植樹祭。一般も参加して公共性が高い

本山岳会が、その時点での正味財産額をベースに算定した「公益目的財産額」に相当する金額を「公益目的のために支出することによりゼロとする」ための計画、すなわち「公益目的支出計画」を作成、提出しなければならない。しかも支出計画の実施状況を毎年、行政庁(内閣総理大臣)あてに報告義務がある。

移行時における日本山岳会の公益目的財産額を確定した、毎年度の支出計画を作成するのは、これまた財務会計上大変な作業になる。その際、正味財産額が一定額(内閣府令で定めることとされている)に達しない場合は、公益目

的支出計画作成は必要なしとされており、今後これを見据えながら、場合によっては、日本山岳会の正味財産額の確定作業も必要となる。

公益法人化プロジェクトチームの発足に当たっては、その名称のとおり公益社団法人を当然目指すものと考えられていたと思う。と言っても、平成25年11月末までの猶予期間が置かれており、日本山岳会のみならず、ほかの多くの社団法人がその対応に苦慮しつつある状況からみても、今後、日本山岳会のあるべき方向、税制など未確定要素の具体化などを勘案しつつ、望ましい結論を得るべく慎重、冷静に対処してゆかねばなるまい。

本年1月23日、公益法人化プロジェクトチームと定款検討委員会との第1回合同会議が行なわれた。定款検討委員会は、公益法人制度改革のなかで事業目的、組織、役員、財務など、法令に従い改定を必要とする定款部分をどのように取り扱うかを審議する委員会である。しかし、この会議のなかでは、「公益法人化プロジェクトチーム」発足当時とは、会の空気がかなり



指導委員会主催の公益性の高い雪上技術講習会

変化しつつあるとの印象を受けた。「公益社団法人」としての認可を求めためには、日本山岳会として毎年の公益目的事業が総支出の50%以上でなければならぬ。これは毎年2000万円から3000万円規模の公益目的事業を企画実施することになるが、現実には極めて困難ではないか。公益目的事業とは、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」事業である。寄付金や補助金ではなく収入の基本を会費収入により運営している当会の事業費の50%以上を公益目的に支出することが可能であるか、また会員がこれをもってよしと認めてくれるであろうか。

また日本山岳会の現状は、全国の各支部が、支部長を中心に、柔軟かつ活発な活動を行なっている。「公益社団法人」においては、権限と責任の明確化の観点から、会の統一運営が求められ、代表者としての会長にすべてが集中する結果、従前のような支部の活動が制約され、加えて、連結決算による会計上の制約からも支部運営に支障を招くおそれがありはしないか。

支部との連結決算を行なうためには、会計事務処理は膨大となり、事務局体制の大幅な強化が必要となり、会の財政基盤に影響する。

以上のような意見が現在のとこる大勢となりつつある。「公益社団法人」になることは、税制上、寄付金控除等のメリットはあるものの、会として失うもの大きさも考慮しなければならぬことは事実である。

また「一般社団法人」を指向するに当たっても、「公益目的支出計画」の作成、純資産額の算定に当たっての秩父宮記念山岳賞基金や海外登山基金などの取り扱いも検討を要することとなる。

いずれにしても「公益社団法人」

か「一般社団法人」のどちらかを選択し、平成25年11月までの間に申請、認可を受けなければならぬが、当初、一気呵成に公益社団法人化をと考えられていた状況が、現状では慎重論が強まっている。なお会員各位の意見や今後の国の施策の推移などを見ながら、支部体制を維持しつつ、今後の日本山岳会に最もふさわしい結論が得られるよう努力したいと考える。

定款改定委員会では、本年5月の通常総会に付議できるよう検討を進めているとのことであるが、とりあえず、公益法人改革についてご理解とご協力を得られるよう、当プロジェクトチームとしての現況をお知らせすることにした。

【参考】

昨年(平成20年)12月、新聞紙上で報道された記事によると、12月からスタートした新公益法人制度で、文部科学省が監督するスポーツ関連団体の70%が公益認定をを目指す意向であることが、同省の調査結果で判明した。また移行時期は、その約30%が2010年度中と答えたとのこと。日本山岳会もこの範疇に属しているといえる

が、いずれにしても各法人とも模索が続いていると思われる。

また公益法人税制については、平成19年末の政府税調において、新制度による一般社団法人・一般財団法人について一律の取り扱いをすることは適当ではなく、態様に応じた措置を講じるべきとしている。一般社団(財団)法人のうち、剰余金の分配の禁止、残余財産の帰属の制限、非営利性が徹底され、公益的活動を目的とする等を定款で定めている場合は、税制上、若干の負担軽減を考慮するべきである、としている。

再版出来! ●登山中のピンチから脱出するための技術書●

ロープレスキュー技術

(日本ロープレスキュー協会代表) 堤 信夫著
A5判/216頁/2100円

グローのヒマラヤ回想録

岩坪 五郎著/四六判/2100円(税込)

今西錦司、桑原武夫、梅棹忠夫ら「悪い」先輩に乗せられて、気がつけば京都学(岳)派のリーダーに……。

〒606-8161 京都市左京区 南禅寺本町15
ナカニシヤ出版 TEL. 075-723-0111
FAX. 075-723-0095
http://www.nakanishiya.co.jp/